

明石市公共施設配置適正化に関する有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 本市の公共施設の配置の適正化に向けた取組について、客観的又は専門的な見地からの有識者の意見等を求めるため、明石市公共施設配置適正化に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 公共施設の配置の適正化に関すること。
- (2) 個別施設の有効活用、長寿命化及び管理運営の効率化の取組に関すること。
- (3) 公共施設配置適正化実行計画の策定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公共施設のあり方に関すること。

(組織)

第3条 有識者会議は、会長及び委員4人以内をもって組織する。

2 会長及び委員（以下「委員等」という。）は学識経験を有する者から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員等の任期は、2年とする。ただし、委員等が欠けた場合における補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員等は、再任されることができる。

(会長の職務)

第5条 会長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開等)

第7条 有識者会議の会議は、公開する。ただし、会長が公開することが適当でないとして認めるときは、これを公開しないことができる。

(庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、財務部財政健全化室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、会長が有識者会議に諮って定める。

附 則（平成27年7月9日制定）

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる有識者会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。